

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成20年1月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 届出者名

ロック開発株式会社 代表取締役社長 羽間 和彦

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロックタウン佐沼

登米市南方町新島前27 外

### 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役社長 羽間 和彦

東京都千代田区神田佐久間河岸67

### 4 変更した事項

#### （1）大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ロックタウン佐沼

（変更後）ロックシティ佐沼

#### （2）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役社長 岡崎 双一

岩手県盛岡市菜園一丁目11-5

未定

（変更後）イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役社長 岡崎 双一

岩手県盛岡市菜園一丁目11-5

株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

株式会社安住商会 代表取締役社長 安住 仁三

多賀城市大代三丁目7番56号

阿部 幹男

登米市南方町後屋敷待井55番地4

株式会社ニューステップ 代表取締役社長 岩田 愛一郎

東京都中央区新川一丁目22番15号

株式会社ムカイ 代表取締役社長 向井 正太郎  
静岡県静岡市駿河区中野新田125番地の1  
株式会社コックス 代表取締役社長 荻原 久示  
東京都江東区新大橋一丁目8番11号  
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原 政博  
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1  
株式会社チョウジ 代表取締役社長 丁子 忠勝  
石巻市和潤字清水64-1  
ムシュタック貿易株式会社 代表取締役社長 アリ・ムシュタック  
東京都新宿区西新宿7-19-5 西新宿OSCビル5F  
株式会社モリエ 代表取締役社長 酒井 勝徳  
愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
株式会社星屋 代表取締役 星 錦也  
登米市南方町高石3番地の1  
青山商事株式会社 代表取締役社長 青山 理  
広島県福山市王子町一丁目3番5号  
株式会社宮脇商店 代表取締役社長 宮脇 富子  
香川県高松市丸亀町四番地8  
株式会社キング 代表取締役社長 山田 幸雄  
東京都品川区西五反田2丁目14番地9号  
株式会社グローバルインク 代表取締役 守屋 博司  
東京都江戸川区西小岩2-20-16-609  
株式会社すずのき 代表取締役社長 高田 陽一  
東京都品川区西五反田7-22-17 TOCビル3F  
株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役社長 横田 光夫  
静岡県浜松市中区西丘町276番地の5  
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博文  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
株式会社ハニーズ 代表取締役社長 江尻 義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1  
フランスベッド販売株式会社 代表取締役社長 千葉 敏之  
東京都新宿区百人町1丁目25番地1号  
株式会社パレモ 代表取締役社長 中本 敏幸  
愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
株式会社タツミヤ 代表取締役社長 指田 努  
東京都八王子市暁町1-32-13  
株式会社開盛堂本店 代表取締役社長 篠田 一壽  
石巻市立町一丁目6番4号  
株式会社ブルーグラス 代表取締役社長 木村 保  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

株式会社ナカザワ 代表取締役社長 中澤 道盛  
滋賀県湖南市中央二丁目9番地  
株式会社モリタ 代表取締役社長 盛田 勝正  
岩手県一関市大町4番地13号

- 5 変更の年月日  
平成19年10月25日
- 6 届出年月日  
平成19年12月20日
- 7 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所
- 8 縦覧期間  
平成20年1月7日から平成20年5月7日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。